

用語の解説

1 法務局及び地方法務局管内別 供託金（第1表）

用語	解説
供託金	供託の目的物として供託された金銭をいう。
受高	受け入れた金銭供託の件数及び金額をいう。
払高	払い渡した金銭供託の件数及び金額をいう。
時効回復高	時効に準ずる歳入納付の процедуруした供託金について手續を回復して払渡しを認可した件数及び金額をいう。
利息払渡認可高	供託金に付されている利息について払渡しを認可した件数及び金額をいう。

2 法務局及び地方法務局管内別 供託有価証券（第2表）

用語	解説
供託有価証券	供託の目的物として供託された有価証券をいう。
受高	受け入れた供託有価証券の件数、枚数及び券面額をいう。
払高	払い渡した供託有価証券の件数、枚数及び券面額をいう。
利札払渡認可件数	供託有価証券に付されている利札について払渡しを認可した件数をいう。
内渡件数	供託された有価証券の一部について払渡しを認可した件数をいう。

3 法務局及び地方法務局管内別 供託振替国債（第3表）

用語	解説
供託振替国債	供託の目的物として供託された振替国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）をいう。
受高	受け入れた供託振替国債の件数及び金額をいう。
払高	払い渡した供託振替国債の件数及び金額をいう。
償還	供託振替国債の償還期限が到来したことにより、日本銀行から供託金口座に償還金が支払われることをいう。